

つむぐ感動 神話となれ

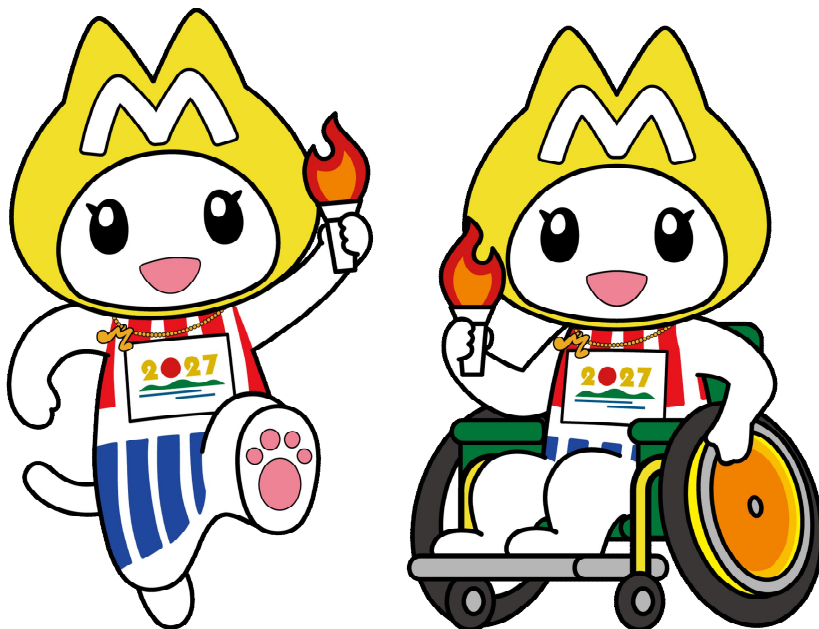
日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ  
宮崎市実行委員会  
第1回常任委員会



令和8年2月

**日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会**  
**第1回常任委員会**

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会常任委員会委員名簿 . . . P. 1

**1 説明事項**

○説明事項1 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会組織図 . . . P. 2

**2 報告事項**

○報告事項1 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会準備経過 . . . P. 3

○報告事項2 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会  
各種専門委員会の委嘱について . . . P. 6

○報告事項3 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会  
各種専門委員会における審議事項 . . . P. 9

**3 審議事項**

○審議事項1 第81回国民スポーツ大会宮崎市広報基本計画（案） . . . P. 13

○審議事項2 第81回国民スポーツ大会宮崎市観光・おもてなし基本計画（案） . P. 15

○審議事項3 第81回国民スポーツ大会宮崎市公民連携基本計画（案） . . . P. 16

○審議事項4 第81回国民スポーツ大会宮崎市協賛取扱要項（案） . . . P. 17

○審議事項5 第81回国民スポーツ大会宮崎市運営ボランティア募集要項（案） . P. 24

○審議事項6 第81回国民スポーツ大会宮崎市識別用品整備要項（案） . . . P. 27

○審議事項7 第81回国民スポーツ大会宮崎市保険加入要項（案） . . . P. 29

○審議事項8 第81回国民スポーツ大会宮崎市競技運営基本計画（案） . . . P. 33

○審議事項9 第81回国民スポーツ大会宮崎市宿泊基本計画（案） . . . P. 34

○審議事項10 第81回国民スポーツ大会宮崎市医事・衛生基本計画（案） . . . P. 35

○審議事項11 第81回国民スポーツ大会宮崎市輸送交通基本計画（案） . . . P. 36

○審議事項12 第81回国民スポーツ大会宮崎市消防防災・警備基本計画（案） . . P. 38

**3 参考資料**

○日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会会則 . . . P. 39

○日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会専門委員会規程 . . . P. 44

○第81回国民スポーツ大会宮崎市開催推進総合計画 . . . P. 47

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会  
常任委員会委員名簿

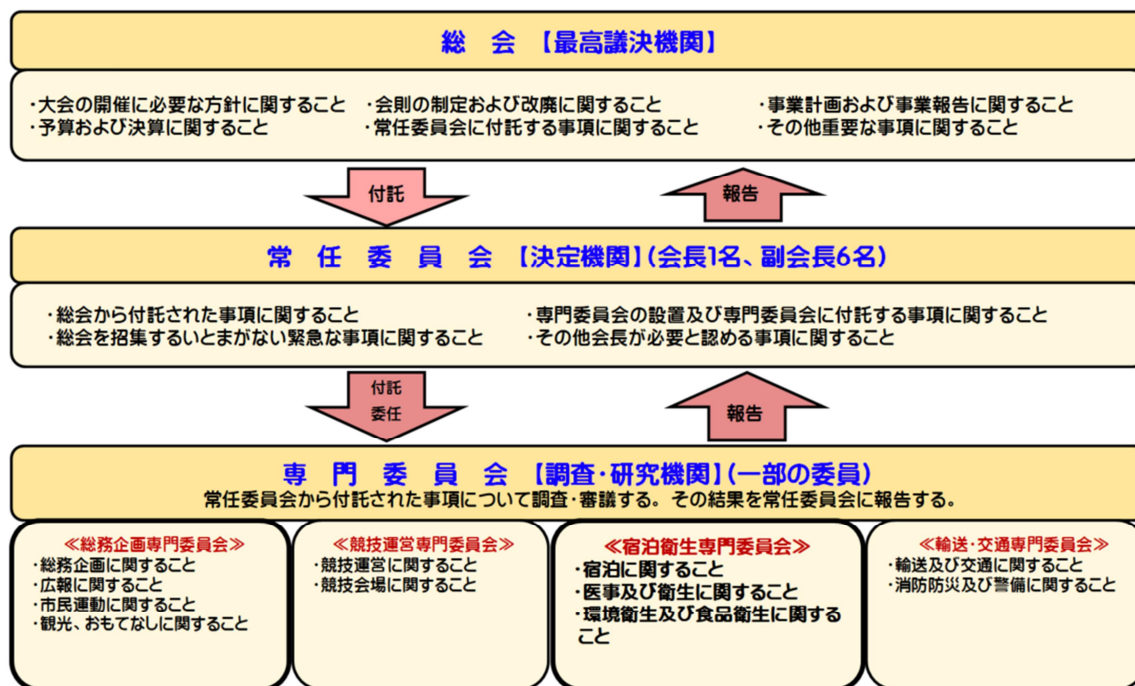
委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
市関係	宮崎市	市長	清山 知憲

委員 6名

選出区分	所属団体	役職	氏名
スポーツ関係	公益財団法人宮崎市スポーツ協会	会長	長友 寧雄
産業・経済関係	宮崎商工会議所	会頭	米良 充典
宿泊・観光・衛生関係	公益社団法人宮崎市観光協会	会長	渡邊 俊隆
市議会関係	宮崎市議会	議長	鈴木 一成
市関係	宮崎市	副市長	永山 英也
市関係	宮崎市教育委員会	教育長	黒木 貴

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会組織図



【参考】日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会会則抜粋

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、会長、副会長をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、あらかじめ委員長が指名した者をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1) 総会から委任された事項に関する事。
  - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託又は委任事項に関する事。
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告のあった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会  
準備経過

※   は本市関係分

年 度	月	内 容
平成 26 年度	2	(公財) 宮崎県体育協会が、宮崎県、宮崎県議会及び宮崎県教育委員会に「平成 38 年度第 81 回国民体育大会の宮崎県開催誘致要望書」を提出 宮崎県知事が、宮崎県議会において、「平成 38 年第 81 回国民体育大会及び第 26 回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致」を表明
	3	宮崎県議会が、「平成 38 年第 81 回国民体育大会及び第 26 回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を全会一致で議決
平成 27 年度	4	宮崎県知事が、文部科学省に「平成 38 年第 81 回国民体育大会開催要望書」と「平成 38 年第 26 回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出 宮崎県知事が、(公財) 日本体育協会に「平成 38 年第 81 回国民体育大会開催要望書」を、(公財) 日本障がい者スポーツ協会に「平成 38 年第 26 回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
	7	(公財) 日本体育協会において、「平成 38 年第 81 回国民体育大会開催申請書提出県」として了解 (宮崎県開催が内々定)
平成 29 年度	10	第 81 回国民体育大会宮崎県準備委員会の設立
		宮崎県準備委員会において開催基本方針や会場地市町村選定基本方針等の決定
平成 30 年度	1	「正式競技」会場地市町村第 2 次選定：【ソフトテニス】(少年男女)
令和元年度	7	「正式競技」会場地市町村第 3 次選定：【ボウリング】(全種別)、【ゴルフ】(全種別)
		「正式競技」会場地市町村第 4 次選定：【テニス】(全種別)、【ハンドボール】(少年男女)、【自転車】(トラック)(全種別)、【ライフル射撃(CFP)】(成年男子)、【ラグビーフットボール(7人制)】(成年男子、女子)、【ラグビーフットボール(15人制)】(少年男子)
		宮崎県準備委員会が名称を「第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」に改称
令和 2 年度	2	「正式競技」会場地市町村第 5 次選定：【空手道】(全種別)
		「正式競技」会場地市町村第 6 次選定：【卓球】(全種別)
令和 2 年度	7	「正式競技」会場地市町村第 7 次選定：【水泳(競泳/水球/アーティスティックスイミング)】(全種別)

	9	(公財) 日本スポーツ協会、(公財) 日本障がい者スポーツ協会、文部科学省及び鹿児島県の4者が鹿児島国体を令和5年度に開催することを決定
		第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会を令和9年に1年延期することが決定
	10	日本スポーツ協会臨時国体委員会において、本県の国民スポーツ大会開催年が、令和9年(2027年)に変更され、開催申請書提出順序了解県(内々定県)として再決定
	2	「正式競技」会場地市町村第8次選定：【ソフトボール】(成年女子) 「全国障害者スポーツ大会」会場地市町村第1次選定：【水泳】(身体・知的)、【卓球】(身体、知的、精神)、【ボウリング】(知的)
令和3年度	7	「全国障害者スポーツ大会」会場地市町村第2次選定：【フライングディスク】(身体・知的)
	8	(公財) 日本スポーツ協会、(公財) 日本障がい者スポーツ協会、文部科学省及び三重県の4者が三重国体及び三重大会を中止することを決定
	2	「正式競技」会場地市町村第9次選定：【ライフル射撃(50m/10m・AP、BR・BP)】(全種目)
	3	「デモンストラーションスポーツ」実施競技及び会場地市町村第2次選定：【ラジオ体操】、【少林寺拳法】、【BMX・スケートボード】、【ビリヤード】
令和4年度	4	宮崎市観光商工部スポーツランド推進課内に「国民スポーツ大会準備室」設置
	7	(公財) 日本スポーツ協会理事会における審議を経て、本県での第81回国民スポーツ大会が「内定」、併せて、全国障害者スポーツ大会の開催も事実上内定
	10	第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」開催
	11	第81回国民スポーツ大会宮崎市準備委員会設立総会・第1回総会を開催
		第81回国民スポーツ大会宮崎市準備委員会第1回常任委員会を開催
令和5年度	7	「正式競技」会場地市町村第10次選定：【トライアスロン】(全種別)
	8	第81回国民スポーツ大会宮崎市準備委員会第2回総会を開催
	10	特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」開催

	2	「全国障害者スポーツ大会」会場地市町村変更（日向市→宮崎市）：【ソフトボール】（知的）
令和6年度	4	宮崎市観光商工部に「国スポ・障スポ準備課」設置 全国障害者スポーツ大会業務が移管される
	5	（公財）日本スポーツ協会、スポーツ庁による総合視察
	7	（公財）日本スポーツ協会第3回理事会において、「第81回国民スポーツ大会」の宮崎県開催が決定（会期：令和9年9月26日～10月6日。国スポ決定に伴い第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催が決定）
	8	第81回国民スポーツ大会宮崎市準備委員会第3回総会を開催
	10	第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024全障スポ」開催
	11	第26回全国障害者スポーツ大会の会期が決定（令和9年10月23日～25日） 障害者スポーツ大会オープン競技の実施競技が決定（ふうせんバレーボール、卓球バレー、パラトライアスロン）
	12	第81回国民スポーツ大会の各競技の会期が決定 水泳（競泳・水球・AS）の開催会場となるパーソルアクアパーク宮崎（宮崎県プール）が完成
	1	第81回国民スポーツ大会宮崎市準備委員会第4回総会を開催 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会第1回総会を開催
	令和7年度	5
6		「競技別リハーサル大会」及び「デモンストレーションスポーツ競技会」の会期が決定
		日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会第2回総会を书面開催
10		テニスの開催会場となるひなた TENNIS PARK MIYAZAKI（宮崎県総合運動公園テニスコート）の南側12面が完成（改修）
		第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く障スポ」開催
1	日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員第1回各種専門委員会を開催	
	自転車（トラック）の開催会場となるひなたベロドローム宮崎（ひなた宮崎県総合運動公園）が完成（改修）	

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会  
各種専門委員会の委嘱について

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会会則第13条第1項により、各専門委員会専門委員を会長が委嘱したことを次のとおり報告します。

また、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会専門委員会規程第4条第1項より、各専門委員会委員長及び副委員長を会長が委嘱したことも併せて報告します。

1 総務企画専門委員会専門委員（8名）

委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
市関係	宮崎市	観光商工部長	児玉 宏

副委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
社会・市民団体関係	宮崎市自治会連合会	常務理事	岩切 新

委員 6名

選出区分	所属団体	役職	氏名
教育・学校関係	宮崎市小学校校長会	会長	土屋 貴代
教育・学校関係	宮崎市中学校校長会	会長	田原 誠一
教育・学校関係	宮崎県立学校長協会 中央地区	理事	吉田 重樹
通信・輸送・交通関係	九州旅客鉄道株式会社 宮崎支社	支社長	吉村 一喜
通信・輸送・交通関係	宮崎カーフェリー株式会社	代表取締役社長	郡司 行敏
通信・輸送・交通関係	宮崎空港ビル株式会社	代表取締役社長	永山 博康

2 競技運営専門委員会専門委員（18名）

委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
市関係	宮崎市	観光商工部長	児玉 宏

副委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
スポーツ関係	宮崎県ボウリング連盟	会長	藤元 良一

委員 16名

選出区分	所属団体	役職	氏名
スポーツ関係	一般財団法人宮崎県水泳連盟	会長	武井 俊輔
スポーツ関係	宮崎県ソフトテニス連盟	会長	寺園 罔順

選出区分	所属団体	役職	氏名
スポーツ関係	宮崎県卓球協会	会長	丸田 哲生
スポーツ関係	宮崎県ラグビーフットボール協会	会長	石田 喜克
スポーツ関係	宮崎県ソフトボール協会	会長	押川 尚生
スポーツ関係	宮崎県テニス協会	会長	秋田 義久
スポーツ関係	宮崎県ハンドボール協会	副会長	田村 司
スポーツ関係	一般社団法人宮崎県自転車競技連盟	会長	蓬原 正三
スポーツ関係	宮崎県ライフル射撃協会	会長	中山 康
スポーツ関係	一般社団法人宮崎県空手道連盟	会長	河野 和久
スポーツ関係	宮崎県ゴルフ協会	会長	日野 直彦
スポーツ関係	宮崎県トライアスロン連合	会長	押川 紘一郎
スポーツ関係	宮崎市小学校体育連盟	会長	長尾 岳彦
スポーツ関係	宮崎地区中学校体育連盟	会長	押川 幸廣
スポーツ関係	宮崎県高等学校体育連盟 宮崎・東諸県支部	支部長	中別府 勇治
スポーツ関係	宮崎市スポーツ推進委員協議会	会長	羽島 康浩

### 3 宿泊衛生専門委員会専門委員（8名）

委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
市関係	宮崎市	健康管理部長	河野 芳州

副委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
宿泊・観光・衛生関係	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合宮崎支部	支部長	小金丸 誠

委員 6名

選出区分	所属団体	役職	氏名
医療・福祉関係	公益社団法人宮崎市郡医師会	会長	高村 一志
医療・福祉関係	一般社団法人宮崎市郡薬剤師会	会長	阿部 一智
医療・福祉関係	公益社団法人宮崎県看護協会	宮崎・東諸県地区理事	福満 美和
宿泊・観光・衛生関係	宮崎市食品衛生協会	会長	岡崎 富明
宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人全国旅行業協会宮崎県支部	支部長	後口 昌賢
宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人日本旅行業協会九州ブロック支部宮崎県支部	支部長	橋村 康弘

4 輸送交通専門委員会専門委員（9名）

委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
市関係	宮崎市	消防局長	栄福 和宏

副委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
通信・輸送・交通関係	一般社団法人宮崎県バス協会	会長	高橋 光治

委員 7名

選出区分	所属団体	役職	氏名
通信・輸送・交通関係	一般社団法人宮崎県タクシー協会	会長	吉本 悟朗
通信・輸送・交通関係	全日本空輸株式会社 宮崎支店	支店長	吉本 宗史
通信・輸送・交通関係	日本航空株式会社 宮崎支店	支店長	高橋 麻貴
通信・輸送・交通関係	株式会社ソラシドエア 地元価値共創本部 宮崎本店	本店長	山崎 剛
通信・輸送・交通関係	九州旅客鉄道株式会社 宮崎支社	支社長	吉村 一喜
通信・輸送・交通関係	宮崎カーフェリー株式会社	代表取締役社長	郡司 行敏
通信・輸送・交通関係	宮崎空港ビル株式会社	代表取締役社長	永山 博康

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会  
各種専門委員会における審議事項

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会会則第13条第2項に基づき、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会第1回各種専門委員会における審議の結果、以下について承認及び決定しましたので、次のとおり報告します。

## 1 承認事項

## (1) 総務企画専門委員会

- ・第81回国民スポーツ大会宮崎市広報基本計画（案）
- ・第81回国民スポーツ大会宮崎市観光・おもてなし基本計画（案）
- ・第81回国民スポーツ大会宮崎市公民連携基本計画（案）
- ・第81回国民スポーツ大会宮崎市協賛取扱要項（案）
- ・第81回国民スポーツ大会宮崎市運営ボランティア募集要項（案）
- ・第81回国民スポーツ大会宮崎市識別用品整備要項（案）
- ・第81回国民スポーツ大会宮崎市保険加入要項（案）

## 【委員からの意見等】

- ・イメージソング・ダンスは学校行事等と連動した活用や、県の取組との連携が可能ではないか。
- ・小学生のボランティア参加については、地域活動では十分活躍している例も多くあるため、年齢制限の柔軟な運用を検討してほしい。
- ・駅、空港など玄関口での対応については、タクシー、関係機関も含めた挨拶や声かけによるおもてなしが重要である。
- ・空調未整備施設への仮設空調設置については、屋外休憩所での送風機、ミスト等の暑さ対策が必要。

## (2) 競技運営専門委員会

- ・第81回国民スポーツ大会宮崎市競技運営基本計画（案）

## 【委員からの意見等】

無し

## (3) 宿泊衛生専門委員会

- ・第81回国民スポーツ大会宮崎市宿泊基本計画（案）
- ・第81回国民スポーツ大会宮崎市医事・衛生基本計画（案）

## 【委員からの意見等】

- ・「医事衛生基本計画」にある『宿舎及び食品取扱施設等の監視、指導』につい

ては、食品衛生協会の会員も活用いただきたい。このような場面に備え勉強している。

- ・薬剤師には「スポーツファーマシスト」の資格を有する者がおり、その数を増やしているところであるので、活用を検討いただきたい。

#### (4) 輸送交通専門委員会

- ・第81回国民スポーツ大会宮崎市輸送交通基本計画（案）
- ・第81回国民スポーツ大会宮崎市消防防災・警備基本計画（案）

##### 【委員からの意見等】

- ・タクシー確保の問題があるため、国スポ時にタクシーがいつ何台必要なのか早く知りたい。
- ・国スポでタクシーを活用する際は、借上げしてほしい。

## 2 決定事項

### (1) 総務企画専門委員会

- ・広報グッズ等に係るデザイン方針

## 広報グッズ等に係るデザイン方針

### 1. 目的

宮崎市実行委員会において今後作成する広報グッズや印刷物のデザインに統一感を持たせ、効果的な広報展開を行うため、デザイン方針を整理し、メインカラー及びメインフォントについて定める。

### 2. 背景

宮崎県では、国スポ・障スポに係る各種デザイン（横断幕、選手団ユニフォーム、ポスター、資料袋、ひなたサインの衣装等）について、ひなたカラーのオレンジ色をメインとした統一的なデザイン展開を行っている。また、横断幕や資料袋については、県が作成したものを市町村が共同で購入することで、費用削減につながる仕組みとなっている。

	
横断幕	選手団ユニフォーム
	
ポスター	資料袋
	
ひなたサイン衣装	

### 3. 宮崎市におけるメインカラー

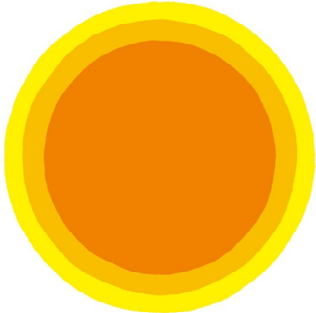

#### (1) 基本方針

- ・ 県全体の統一感を重視し、基本的には県が使用している「ひなたカラー」を基調とした色合いを採用する。
- ・ 共同購入物品（横断幕・資料袋等）との親和性を高めることで費用負担の軽減と統一的な広報展開を両立する。

#### (2) 宮崎市独自色を出す場合

- ・ 宮崎市独自で実施する事業（宮崎市ボランティア募集ポスター等）については、みや

- ねこロゴで使用している水色をサブカラーとして活用し、県と一定程度区分をつける。
- ・ただし、県全体のイメージを損なわない範囲で使用するものとする。

	
<p>ひなたカラー</p>	<p>みやねこの水色</p>

#### 4. 宮崎市におけるメインフォント

##### (1) 特徴

- ・ローマ字の「I」をワシントンニアパームに見立てたデザインが特徴のフォント。
- ・昭和 54 年の宮崎国体開催時、国道 2 2 0 号線に植樹されたワシントンニアパームが宮崎市の象徴となっており、その歴史を紡ぐ意図を込めて採用する。

##### (2) 基本方針

- ・今後作成する広報物等で優先的に使用する。
- ・可読性が求められる文書や長文の場合は、別途汎用フォントを併用することも可能とする。



## 第81回国民スポーツ大会宮崎市広報基本計画（案）

### 1 目的

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ」（以下「国スポ」という。）に対する市民の関心や参加意欲の高揚を図るため、「第81回国民スポーツ大会宮崎市開催推進総合計画」に基づき、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を積極的に展開するとともに、温暖な気候・スポーツ環境・豊富な食材など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

### 2 内容

#### (1)愛称、スローガン等による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等を各種イベントや印刷物・広報グッズ等に活用し、国スポ開催の周知を図る。

- ア 愛称・スローガン等の活用及び普及
- イ マスコットキャラクターの活用
- ウ イメージソング及びダンスの活用及び普及

#### (2)印刷物等による広報

各種印刷物や広報グッズ等により、国スポ開催の周知を図るとともに、本市の魅力を発信する。

- ア ポスター、パンフレット等の作成
- イ 市広報紙や関係機関等の刊行物への掲載
- ウ 広報啓発グッズの作成

#### (3)メディアによる広報

多様なメディアを活用し、迅速かつ効果的な情報発信を行う。

- ア ホームページ、SNS等による情報発信
- イ 新聞、テレビ、ラジオ等の活用

#### (4)イベント等による広報

啓発イベントを開催するとともに、関係機関、関係団体等のイベント等と連携し、効果的な情報発信を行う。

- ア 啓発イベントの開催
- イ 市、関係機関、関係団体等が開催するイベント等との連携

#### (5)工作物等による広報

各種工作物等を設置し、大会開催を周知するとともに、選手・監督をはじめ、本市を訪れる人を温かい気持ちで歓迎する。

- ア 横断幕、懸垂幕等の設置
- イ 案内板、カウントダウンボード等の設置

#### (6)大会報告書等による広報

本大会を後世に伝えるため、準備経過、開催状況、競技記録等の記録を保存する。

ア 大会報告書の作成

イ 大会記録映像、写真等の保存

### 3 その他

(1)本市で開催する第26回全国障害者スポーツ大会及び競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの計画を準用する。

(2)この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 第81回国民スポーツ大会宮崎市観光・おもてなし基本計画（案）

### 1 目的

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の観光・おもてなしについては、「第81回国民スポーツ大会宮崎市開催推進総合計画」に基づき、全国から本市を訪れる人に、「来てよかった」、「また宮崎に来たい」と思ってもらえるよう、本市の魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。

### 2 内容

#### (1) 接遇意識の高揚

全国から本市を訪れる大会参加者等を温かい気持ちでお迎えするとともに、心のこもったおもてなしを提供するため、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得て、接遇意識の高揚を推進する。

#### (2) 総合案内所等の設置

全国から本市を訪れる大会参加者等の利便性向上を図るとともに、県と連携し競技会場、主要駅等へ総合案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の多様な情報及び競技結果を必要に応じて提供する。

#### (3) 売店等の設置

全国から本市を訪れる大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、関係機関・関係団体等の協力を得られる場合は、競技会場に売店・ふるまいコーナー等を設置する。

#### (4) 歓迎装飾の実施

全国から本市を訪れる大会参加者等を温かい気持ちでお迎えするとともに、国スポの開催気運や歓迎ムードを高めるため、競技会場、主要駅等に歓迎装飾を行う。

### 3 その他

(1) 本市で開催する第26回全国障害者スポーツ大会及び競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの計画を準用する。

(2) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 第81回国民スポーツ大会宮崎市公民連携基本計画（案）

### 1 目的

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ」（以下「国スポ」という。）の成功に向け「第81回国民スポーツ大会宮崎市開催推進総合計画」に基づき、市民、企業、団体、行政などの多様な主体が本大会の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加し、一丸となって大会を盛り上げることにより、市全体の発展につなげる。

### 2 内容

#### (1)企業協賛

国スポの趣旨に賛同し応援する。

ア 広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等の協賛

イ 一般寄附を活用した大会の応援

ウ 企業版ふるさと納税を活用した大会の応援

#### (2)ボランティア

それぞれの立場で国スポに積極的にに関わり、参加者全員の心に残る大会とする。

#### (3)市民運動

それぞれの立場で国スポに積極的にに関わり、新たなつながりを生み出しながら一丸となって国スポを盛り上げていくことで、国スポでの経験をその後のスポーツを通じた地域活性化につなげる。

ア 市民及び団体の参加で盛り上げる大会

イ 心のこもった温かいおもてなしで来訪者を迎える大会

ウ スポーツ・レクリエーションに親しみ、スポーツを通じた地域活性化に結びつく大会

エ 本市の多彩な魅力を全国に発信する大会

オ 環境に配慮したクリーンで快適な大会

### 3 その他

(1)本市で開催する第26回全国障害者スポーツ大会及び競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの計画を準用する。

(2)この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 第81回国民スポーツ大会宮崎市協賛取扱要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、本市で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いについて、「第81回国民スポーツ大会宮崎市公民連携基本計画」に基づき、必要な事項を定める。

### 2 定義

この要項において、協賛とは、企業、団体、個人等からの協賛をいう。

### 3 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又は大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。

### 4 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）において受入れ。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

### 5 協賛として受入れないもの

- (1) 国スポの趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

## 6 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適當な場合には、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、市実行委員会の承認を得て行うものとする。

## 7 協賛者への謝意

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。ただし、贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ対応する。
- (2) 協賛への謝意の実施基準は、別表第1のとおりとする。

## 8 協賛者名等の掲載

協賛物品等の提供を受けたときは、必要に応じて市実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

## 9 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

## 10 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は別に定める。

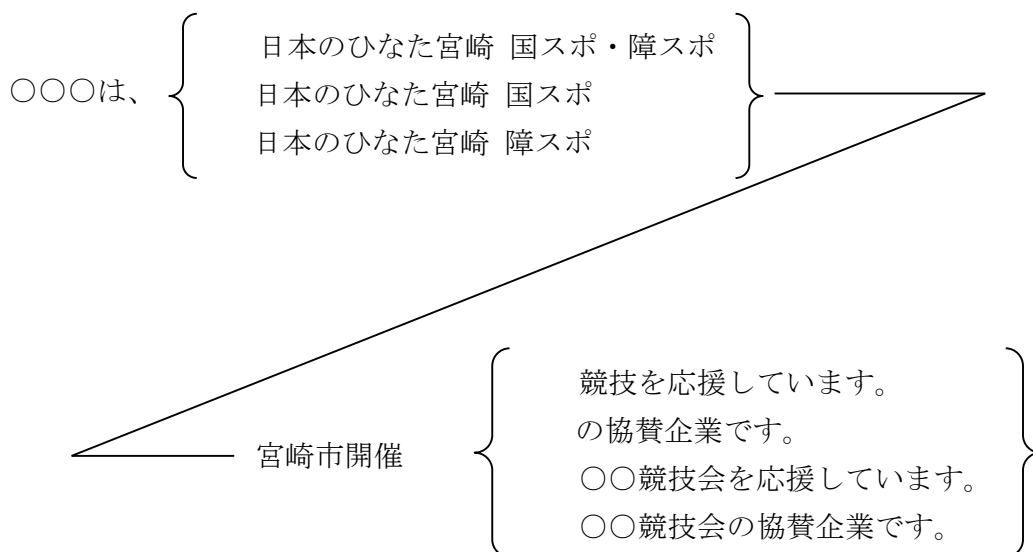
別表第1

総額（相当額）	感謝状等	対応方法	贈呈者
100万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は副会長
100万円未満 10万円以上			事務局長
10万円未満	礼状	郵送	—

## 備考

- (1) 協賛物品等については、市価に金額換算して評価する。金額換算が困難である協賛内容については、別途協議のうえ決定する。
- (2) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。なお、時期については、協賛のあった後の直近に開催される総会、又は個別に実施する。
- (3) 同一者から複数回にわたり協賛の申出があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。
- (4) 協賛者名の掲載先は、市実行委員会ホームページ、報告書等、協賛物品、市実行委員会が管理するその他の物品等とする。
- (5) 国スポ愛称等を使用したフレーズは、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、市実行委員会の確認を経た上で、次の例により無償で使用できるものとする。

(例)



様式第1号

## 協賛申込書

年 月 日

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ  
宮崎市実行委員会 会長 様

申込者 所在地  
名 称  
代表者名

宮崎市で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、  
次のとおり協賛します。

協賛物品等	品名	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額（相当額）	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日		
その他		

【個人協賛者は、下記にチェックをお願いします】

○「第81回国民スポーツ大会宮崎市協賛取扱要項」及び別紙「個人協賛にあたって  
の確認書」に同意します。

同意する

○氏名の公表に同意します。

同意する

同意しない

担当者 所 属 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

様式第2号

## 協賛受領書

年 月 日

様

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ  
宮崎市実行委員会 会長

宮崎市で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等を下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品名	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額（相当額）	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
その他		

## 個人協賛にあたっての確認書

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）への個人協賛にあたっては、第81回国民スポーツ大会宮崎市協賛取扱要項（以下「取扱要項」という。）及び当該確認書の内容を予めご確認いただき、協賛申込書の同意欄にチェックしたうえで申込みをお願いいたします。

## 1 個人情報の取扱い

- (1) 「取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」への同意が必要となります。
- (2) 氏名の公表に同意した場合、協賛物品並びに市実行委員会ホームページ等に個人の名前を掲載することができます。なお、個人協賛における氏名公表についての詳細事項は、市実行委員会と協議のうえ決定していくことになります。
- (3) 市実行委員会は、協賛申込書において知り得た協賛者の氏名、住所その他の個人情報をも協賛の受入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

## 2 反社会的勢力の排除

個人協賛者は、次の各号に掲げる事項を確約するとともに、それに違反した場合、いかなる理由でもその責任を負い、協賛の取消し・無効・損害賠償等のいかなる措置にも異議申し立てをしないものとします。

- (1) 個人協賛者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる団体等を構成する者ではなく、反社会的勢力との間に特段の関係もないこと
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させて、協賛を行うものでないこと

## 第81回国民スポーツ大会宮崎市運営ボランティア募集要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、本市で開催される第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ」（以下「国スポ」という。）において、全国から訪れる選手・監督などの来場者を市民総参加のもと、おもてなしの心でお迎えするため、「第81回国民スポーツ大会宮崎市公民連携基本計画」に基づき、国スポに携わるボランティアの募集について必要な事項を定める。

### 2 募集主体

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）とする。

### 3 活動内容

本市で開催する国スポの運営に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

#### (1) 競技会場における活動

- ア 競技会場での案内、受付、資料配布
- イ 休憩所等におけるおもてなし
- ウ 弁当・ドリンクの配布等
- エ 美化、清掃活動
- オ その他、競技会運営に関する活動

#### (2) 競技会場以外における活動

- ア 総合案内所運営補助
- イ 実行委員会が実施する各種イベント運営補助

### 4 募集期間

令和8年4月から令和9年5月までとする。ただし、応募の状況に応じて期間を延長又は短縮することがある。

### 5 募集人数

必要な人数を算出後、決定する。

### 6 応募要件

平成24年4月1日以前に生まれた方（令和9年4月1日時点で満15歳以上）で、活動日での参加が可能な方のうち、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、

応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- (1) 本市に在住、通勤、通学している個人
- (2) 本市に活動拠点を有する団体
- (3) 上記以外に、市実行委員会が必要と認めた個人及び団体

## 7 応募方法

市実行委員会のホームページの応募フォーム等から申込みものとする。

## 8 登録・変更・取消

- (1) 市実行委員会は、応募要件を満たした応募者を運営ボランティアとして登録する。
- (2) 市実行委員会は、本人又は当該団体の代表者から届出があった場合に、登録内容を変更することができる。
- (3) 市実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
  - ア 本人又は団体から申し出があった場合
  - イ 国スポのイメージを損なう行為があった場合
  - ウ 国スポ運営に支障があると判断した場合

## 9 活動期間

ボランティア登録後から本市で開催される国スポ終了までとする。ただし、登録時点において中学生の場合、活動開始（研修会等を含む。）は16歳になる年度の4月1日からとする。

## 10 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、市実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

## 11 研修等

市実行委員会は登録者に対し、国スポに関する認識を深め、円滑な国スポ運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

## 12 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等を含めた報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

## 13 服飾及び食事

ボランティア活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び

弁当等を必要に応じて市実行委員会が支給する。

#### 14 保険

ボランティア活動及び研修等に当たっては、必要に応じて市実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。ただし、それ以外の活動における事故等について、市実行委員会は責任を負わないものとする。

#### 15 個人情報の取扱い

(1) 応募者の個人情報については、宮崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月19日令条例第28号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

ただし、申込時に宮崎県が設置した日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

(2) 研修会や活動の際に撮影した登録者の写真・動画については、国スポの広報及び記録をする目的の限りにおいて、市実行委員会のホームページその他広報媒体に掲載できるものとする。

#### 16 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、ボランティア募集について必要な事項は別に定める。

## 第81回国民スポーツ大会宮崎市識別用品整備要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、本市で開催される第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「国スポ」という。）において、競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について必要な事項を定める。

### 2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、次のとおりとする。

- (1) ADカード
- (2) 服飾品（帽子及びポロシャツ等、ジャンパー又はベストをいう。）
- (3) その他国スポの運営上必要が生じた識別用品

### 3 配付対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。

- (1) 来賓・大会役員・競技会役員
- (2) 競技役員
- (3) 競技補助員
- (4) 競技会係員、競技会補助員
- (5) 選手・監督・チームスタッフ
- (6) 視察員
- (7) 大会関係者
- (8) その他日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認める者

### 4 識別用品の着用

配付対象者は、原則として識別用品を着用しなければならない。ただし、配付対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、ADカードのみの配付とすることができるものとする。

### 5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として市実行委員会が指定するものとする。

### 6 競技共催市町との協議による整備

他市町と共催で行う競技に係る識別用品の整備については、当該市町と協議のうえ定める。

7 その他

- (1)本市で開催する競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2)この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関して必要な事項は別に定める。

## 第81回国民スポーツ大会宮崎市保険加入要項（案）

## 1 趣旨

この要項は、第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「国スポ」という。）において、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定める。

## 2 契約

市実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社等と保険契約を締結する。

## 3 保険内容

市実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

## (1) 損害賠償責任保険

大会期間中（会場設営・撤去、公式練習日を含む。）に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

## ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、市実行委員会が所有し、又は管理運営するもの並びに大会運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円
対物	—	1億円	3億円

## イ 医師等賠償事故

市実行委員会が管理運営する救護所等で医師又は看護師等の医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円

## ウ 生産物賠償事故

市実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1人	1事故	保険期間中
対人	3,000万円	3億円	3億円

エ 受託物賠償事故

市実行委員会が借り受けた第三者の財物を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1 事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

オ 競技会補助員賠償責任保険

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1 人	1 事故
対人・対物共通	5 億円	5 億円

(2) 傷害保険

被保険者（一般観覧者を除く。）が、大会の開催準備業務若しくは開催業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中において発生した偶然の事故により、生命、身体に生じた事故をいう。また、一般観覧者においては、市実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命、身体に生じた事故をいう。

被保険者	保険金額（支払限度額）		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
大会役員	2,500 万円	5,000 円	3,000 円
競技会役員			
競技役員			
競技補助員			
一般観覧者			
競技会補助員	1,040 万円	6,500 円	4,000 円
医師	1 億円	30,000 円	10,000 円
看護師等	3,000 万円	10,000 円	5,000 円

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故

- ウ 被保険者の疾病、心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

## 5 事故報告

- (1) 競技会係員は、大会期間中に事故が発生したときは、速やかに市実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 市実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

## 6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) この要項に定めるもののほか、保険加入に関して必要な事項は別に定める。

様式第1号

事 故 報 告 書

年 月 日

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ  
宮崎市実行委員会 会長 様

報告者\_\_\_\_\_

事故発生日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	【 有 ・ 無 】 撮影者氏名
所有者	住 所	
	氏 名	
	電 話	( ) -

【傷害事故の場合】

負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	選手 ・ 監督 ・ 役員 ・ 競技補助員 競技会補助員 ・ 医師 ・ 看護師 ・ 一般観覧者 その他 ( )
	住 所	
	氏 名	年齢 歳
	電 話	( ) -
医療機関	名 称	
	電 話	( ) -
	担 当 医 師	
負傷内容	傷 病 名	
	症状・程度など	

## 第8 1回国民スポーツ大会宮崎市競技運営基本計画（案）

### 1 目的

第8 1回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ」（以下「国スポ」という。）の本市で開催される競技会については、参加する選手がその能力を十分発揮できるよう、「第8 1回国民スポーツ大会宮崎市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、円滑かつ効率的な運営を図る。

### 2 内容

#### (1) 競技会の運営

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、多岐に渡る業務を円滑に運営できる体制づくりを行う。

#### (2) 競技役員等の編成

県、競技団体等と十分協議のうえ、適正な配置を行う。

#### (3) 競技会場、練習会場の確保・整備

県、競技団体、施設管理者等と十分協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

#### (4) 競技用具の整備

県、競技団体、施設管理者等と十分協議のうえ、可能な限り現有のものを活用又は借用するなど、計画的かつ効率的に行う。

#### (5) 競技記録の収集及び速報

県、競技団体、関係機関等と連携を図り、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

#### (6) 大会参加者への情報提供サービス

参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者へ交通、宿泊、医療、観光等の多様な情報及び競技結果を必要に応じて提供するサービスを実施する。

#### (7) 競技別リハーサル大会

競技会の運営能力の向上を図るとともに、国スポに対する市民の気運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関及び関係団体と協力して開催する。

### 3 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 第81回国民スポーツ大会宮崎市宿泊基本計画（案）

### 1 目的

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、「第81回国民スポーツ大会宮崎市開催推進総合計画」に基づき、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舍の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

### 2 内容

#### (1) 宿舍

ア 大会参加者の宿舍は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）とする。

イ 市内の旅館等で大会参加者を収容することが困難な場合は、県、関係機関、関係団体等と協議のうえ、近隣市町村の旅館等や宿泊可能な公共施設を利用する。

ウ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舍は利用しない。

#### (2) 配宿

ア 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。

イ 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮する。

ウ 役員、視察員、報道員等の宿舍は、原則として選手・監督とは別の宿舍とする。

エ 大会参加者を近隣市町村の旅館等に配宿する場合は、県と協議して行う。

#### (3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定されたものを適用する。

### 3 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの計画を準用する。

(2) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 第81回国民スポーツ大会宮崎市医事・衛生基本計画（案）

### 1 目的

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ」の医事・衛生については、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者」という。）が十分な活躍と観覧ができるよう、「第81回国民スポーツ大会宮崎市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立に努める。

### 2 内容

#### (1) 医療救護

大会参加者の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じ医療機関への移送など、医療救護体制を整える。

#### (2) 防疫

大会参加者の新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の発生及びまん延を防止するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫及び衛生に対する意識の向上を図る。

#### (3) 食品衛生

大会参加者の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、宿舍及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

#### (4) 環境衛生

大会参加者に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関、関係団体等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適切な処理、ねずみ衛生害虫等の駆除、飲料水による事故の防止、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

### 3 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの計画を準用する。

(2) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 第81回国民スポーツ大会宮崎市輸送交通基本計画（案）

### 1 目的

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送交通については、「第81回国民スポーツ大会宮崎市開催推進総合計画」及び県策定の「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針」に基づき、本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送交通体制の確立を図る。

### 2 内容

#### (1) 輸送対策

輸送に当たっては、次に掲げる場合を除き、既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。

##### ア 計画輸送

競技会場、練習会場又は宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合場所を設けたうえで計画輸送を行う。

##### イ 競技共催市町間の輸送

他市町と共催で行う競技にかかる競技関係者の輸送については、当該市町と協議のうえ、別に定める。

#### (2) 交通対策

##### ア 交通規制

大会参加者等関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

##### イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両、一般観覧者車両及び歩行者の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

#### (3) 駐車場対策

##### ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場及び練習会場並びにその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

##### イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一般車両（一般観覧者車両を含む。）と容易に区別できるよう必要な措置を講じる。また、

一般観覧者については、自家用車での来場自粛を積極的に呼び掛け、駐車場の利用を最小限にとどめる。

(4) 環境への配慮

大会期間中における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等の積極的な利用、自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

3 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの計画を準用する。

(2) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 第81回国民スポーツ大会宮崎市消防防災・警備基本計画（案）

### 1 目的

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ」（以下「国スポ」という。）の消防防災・警備対策については、「第81回国民スポーツ大会宮崎市開催推進総合計画」に基づき、消防・警察その他関係機関、関係団体等（以下「関係機関等」という。）との緊密な連携のもとに、消防防災・警備体制の確立を図り、安全・安心かつ円滑な国スポの運営に万全を期する。

### 2 内容

#### (1) 消防防災対策

ア 競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）の火災その他の災害予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急・救助に関する対策を講じる。

イ 大会期間中の火災その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、防火・防災に対する意識の向上を図る。

#### (2) 警備対策

ア 競技会場等における事故及び事件の防止を重点とした適切な諸対策を講じる。

イ 大会期間中には、警察その他関係機関等と連携を図り、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

#### (3) 大規模災害・突発重大事案対策

宮崎市地域防災計画を踏まえ、大規模災害及び突発重大事案の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助等に関する対策を講じる。

#### (4) 関係機関との連絡調整

消防防災・警備業務の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。

### 3 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの計画を準用する。

(2) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第81回国民スポーツ大会において、宮崎市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

### 第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 宮崎市を代表する者
- (3) 宮崎市議会を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 7名以内
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、宮崎市長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

- (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。  
(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、あらかじめ委員長が指名した者をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託又は委任事項に関すること。
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告のあった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について、調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するい

とまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、宮崎市に帰属するものとする。

## 第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

この会則は、令和4年11月11日から施行する。

## 附 則

- 1 この会則は令和7年1月9日から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に第81回国民スポーツ大会宮崎市準備委員会の役員、委員、顧問、参与である者は、それぞれ実行委員会の委員、役員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則施行の際、現に制定されている第81回国民スポーツ大会宮崎市準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第81回国民スポーツ大会宮崎市準備委員会」を「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実

行委員会」に、「準備委員会」を「実行委員会」に改める。

## 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会会則（令和7年1月9日施行）第13条第3項の規定に基づき、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下、「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し、必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が定める。

**附 則**

この規定は、令和4年11月11日から施行する。

**附 則**

この規定は、令和7年1月9日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務企画に関する事</li> <li>2 広報に関する事</li> <li>3 市民運動に関する事</li> <li>4 観光・おもてなしに関する事</li> <li>5 他の専門委員会に属さない事項に関する事</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
競技運営 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営に関する事</li> <li>2 競技会場に関する事</li> <li>3 その他競技運営に関する事</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
宿泊衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊に関する事</li> <li>2 医事及び衛生に関する事</li> <li>3 環境衛生及び食品衛生に関する事</li> <li>4 その他宿泊衛生に関する事</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
輸送交通 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送及び交通に関する事</li> <li>2 消防防災及び警備に関する事</li> <li>3 その他輸送交通に関する事</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事

## 第81回国民スポーツ大会宮崎市開催推進総合計画

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「宮崎国スポ」という。）を成功に導くため、開催推進総合計画を定めるものとする。

### 1 基本方針

#### （1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、宮崎国スポを一過性のスポーツイベントとせず、その開催を通じて市民が宮崎市に誇りを持てる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

#### （2）財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

#### （3）広報

宮崎国スポ開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、充実したスポーツ環境、豊かな自然や食文化など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

#### （4）公民連携

市民、企業、団体、行政などの多様な主体が宮崎国スポ開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加し、一丸となって大会を盛り上げていくことで、その後の宮崎市の発展につなげる。

#### （5）観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、充実したスポーツ環境、豊かな自然や食文化など本市の多彩な魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

#### （6）競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

#### (7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、簡素・効率化等の創意工夫を図りつつ、本市の特色を生かした式典とする。

#### (8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、市民利用にも配慮した整備に努める。

#### (9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

#### (10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わる全ての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

#### (11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することで、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

#### (12) 消防防災・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

## 2 年次計画

第81回国民スポーツ大会宮崎市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）については、別表のとおりとする。

また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

第81回国民スポーツ大会 宮崎市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
西暦	2022	2023	2024	2025	2026	2027
逆年	開催5年前	開催4年前	開催3年前	開催2年前	開催1年前	開催年
国体(国スポ開催県)	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県
市準備委員会(実行委員会) 総務企画専門委員会 競技運営専門委員会 宿泊衛生委員会 輸送交通専門委員会	組織 国スポ準備室設置 大会開催内定 準備委員会設立 総会開催 常任委員会開催	国スポ・障スポ準備課設置	日スポ協・文科省総合視察 大会開催・会期決定 実行委員会へ改組	総務企画専門委員会開催 競技運営専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催 庁内推進会議設置 リハ大会実施本部設置	大会実施本部設置	実行委員会総会(解散)
	(1) 総務企画・(2) 財務 県との連絡調整 開催推進総合計画策定 大会経費調査検討 全体会期調査	リハ大会経費検討	リハ大会予算編成	大会経費予算編成 識別用品整備要項策定 リハ大会識別用品整備 遺失物・拾得物取扱要項策定 保険加入要項策定 リハ大会保険加入	大会識別用品整備 大会保険加入	事業概要説明会開催(後援県対象) 炬火イベント実施 大会識別用品整備 大会保険加入
	(3) 広報 ホームページ開設・運営		ホームページ開設・運営	広報基本計画策定 広報活動 大会報告書編成方針決定	大会報告書作成	大会報告書配付
	(4) 公民連携 公民連携基本計画策定 企業協賛取扱要項策定 ボランティア募集要項策定 ボランティア募集・研修 ボランティアマニュアル策定			公民連携基本計画策定 企業協賛取扱要項策定 ボランティア募集要項策定 ボランティア募集・研修 ボランティアマニュアル策定	ボランティア募集・研修・配付	
	(5) 観光・おもてなし 観光・おもてなし基本計画策定 リハ大会案内所・休憩所等設置 リハ大会売店設置			観光・おもてなし基本計画策定 リハ大会案内所・休憩所等設置 リハ大会売店設置	歓迎装飾・ガイトブッパ作成等 大会案内所・休憩所等設置 大会売店設置	第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催
	(6) 競技 中央競技団体正規視察(ライフル射撃、水泳) 競技別日程調査 競技別日程決定 競技用具整備計画策定 競技用具整備の推進 競技役員等編成調査 競技役員等編成案作成 競技会係員・補助員編成計画策定 競技会係員・補助員編成決定・選成 練習会場調査 練習会場(家)作成 練習会場協力依頼 練習会場借用依頼 リハ大会開催意向調査 リハ大会開催基本計画策定 競技別リハ大会プログラム作成 デモスポ実施要項策定	中央競技団体正規視察(トライアスロン) 競技別日程決定 競技役員等編成案作成 競技会係員・補助員編成計画策定 練習会場(家)作成 練習会場協力依頼	競技別日程決定 競技用具整備計画策定 競技用具整備の推進 競技役員等編成案作成 競技会係員・補助員編成計画策定 練習会場(家)作成 練習会場協力依頼	競技別日程決定 競技用具整備計画策定 競技用具整備の推進 競技役員等編成決定・選成 練習会場借用依頼 リハ大会開催基本計画策定 競技別リハ大会プログラム作成 デモスポ実施要項策定	競技別プログラム作成 競技役員等の編成・委嘱 競技会係員・補助員の編成・委嘱 デモスポ開催 臨時通信施設架設設置	
	(7) 式典 式典基本計画策定			式典基本計画策定		
	(8) 施設 施設改修指摘 施設整備実施		施設整備実施	施設利用基本計画策定 施設用具の設置・点検		
	(9) 宿泊 宿泊基礎調査 宿泊基本計画策定 リハ大会宿泊実施要項策定 大会宿泊実施要項策定 第一次仮配宿 第二次仮配宿 第三次仮配宿 大会弁当調達要項策定	第一次仮配宿	宿泊基本計画策定 リハ大会宿泊実施要項策定 大会宿泊実施要項策定 第二次仮配宿 第三次仮配宿 大会弁当調達要項策定	大会宿泊実施要項策定 第二次仮配宿 第三次仮配宿 大会弁当調達要項策定	宿泊本部設置 大会配宿実施	
	(10) 医事・衛生 医事衛生基本計画策定 救護所設置計画策定 リハ大会救護所設置計画策定 リハ大会救護所設置			医事衛生基本計画策定 救護所設置計画策定 リハ大会救護所設置計画策定 リハ大会救護所設置	救護所設置	
	(11) 輸送・交通 輸送交通基本計画策定 輸送計画策定 車両誘導計画策定 リハ大会輸送計画策定 リハ大会計画輸送実施 駐車場調査・確保			輸送交通基本計画策定 輸送計画策定 車両誘導計画策定 リハ大会輸送計画策定 リハ大会計画輸送実施 駐車場調査・確保	輸送本部設置	
	(12) 消防防災・警備 自衛隊協力意向調査 消防防災・警備基本計画策定 リハ大会消防警備実施		自衛隊協力意向調査	消防防災・警備基本計画策定 リハ大会消防警備実施	消防警備実施	